

明石市立中学校教育実習等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における教員養成の重要性に鑑み、明石市立中学校において、教育実習、養護実習(以下「実習」という。)を希望する者(以下「実習生」という。)の受け入れに関し必要な事項を定めることにより、実習の適切かつ円滑な実施に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく普通免許状を取得するために必要な実習を行う大学及び教職課程を有する専門学校(以下「大学等」という。)は、次の各号を満たす学生を、明石市教育委員会事務局(以下「教育委員会」という。)に実習生として推薦し、受け入れを依頼すること。なお、実習可能な附属学校や実習受け入れ提携校を有する大学等の学生は、当該校での実習が困難な場合に限るものとする。

- (1) 原則として、明石市立中学校の卒業生であること。
 - (2) 実習期間中は、実習に専念できる者であること。
 - (3) 教員を志望し、教員採用試験を受験する予定の者であること。
 - (4) 一般教育科目、教科及び教職に関する専門教育科目のうち、実習前に履修することが望ましいものについては一定の単位数を習得していること。
 - (5) 授業構想、学習指導案が立案でき、児童生徒に教育を施す者としての基本的な心構えを含めて、実習の事前指導を十分受けていること。
 - (6) 事業所等に勤務している学生は、その所属長に申し出て、実習についての了解を得ていること。
- 2 前項(1)に該当しないが、明石市内に居住しており、特段の理由があつて大学等から受け入れの依頼があつた場合は、教育委員会と大学等との協議の上、受け入れの可否を決定する。

(実習生の服務)

第3条 実習生は、当該実習を行う学校(以下「実習校」という)の校長の指示に従わなければならない。実習生は、個人情報の保護に関する法律及び明石市個人情報保護条例を遵守し、実習中に知り得た個人情報の取り扱いには細心の注意を払うこと。

(実習生の配置)

第4条 教育委員会は、各大学等から依頼があつた学生について、各学校の教育課程上支障のない範囲で実習生を受け入れ、実習校を決定する。原則として、出身校以外の学校への配置とする。

(実習生の健康管理等)

第5条 大学等は、実習受け入れが決定した実習生について、実習開始までに大学等における健康診断の受診確認及び麻しん抗体有無確認等を終了しておくこと。

- 2 大学等は、実習希望者に対して、実習開始前から終了まで体調管理に留意し、良好な健康状況で実習に臨むことができるように指導すること。また、実習生の感染症等の確認、感染拡大防止に向けて責任をもつこと。
- 3 実習生は、実習開始2週間以内から終了までの間、検温や体調管理に万全を期すこと。

(実習校の決定及び実習の中止等)

第6条 教育委員会は、第2条第1項各号に該当しないと認めた場合、第3条に違反して校長の指示に従わず、若しくは児童生徒の個人情報等を漏洩する等の行為が明らかとなった場合、又は実習開始までに第5条の規定を満たすことができない状況となった場合、当該の実習校決定もしくは実習を中止することができる。

- 2 実習開始の2週間以内から終了までの間に、実習生に体調不良等の症状がある場合は、直ちに実習を延期又は中断することとする。その場合、実習生は教育委員会、実習校及び大学等の指示・判断に従うこと。

(実習期間中の事故等)

第7条 申請時において特別事情がある場合の連絡や、実習期間中に実習生にかかわる事故又は事件が発生した場合には、大学等は責任を持って連絡・対応しなければならない。但し、その件で実習校及び教育委員会との協議が必要な場合は、別途協議することとする。

(経費等の取り扱い)

第8条 教育委員会及び実習校は、実習実施に伴い大学等又は実習生から実習費を受領しない。

- 2 実習に関する必要経費は、学生又は当該大学等が実費を負担するものとする。

(施行細則の委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、「明石市立中学校教育実習等取扱事務に関する細則」による。

〈附則〉

この要綱は、2020年(令和2年)1月8日から施行する。

〈附則〉

この要綱は、2021年(令和3年)3月1日から施行する。

〈附則〉

この要綱は、2024年(令和6年)4月1日から施行する。